

[事案 27-305] 転換契約無効請求

・平成 28 年 8 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

契約の転換を契約の更新であると誤信して手続きを行ったことを理由に、転換の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 15 年 8 月に契約した終身保険について、平成 22 年 7 月に終身保険に転換したが、以下の理由により転換を無効としてほしい。

- (1) 契約の転換ではなく、更新であると誤信して手続きを行った。
- (2) 転換に際して募集人が職場に訪問してきたが、仕事で多忙であったこともあり、ごく短時間の説明しか受けず、募集人に言われるままに署名を行った。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 転換の手続きである旨が記載された各種書類を申立人に交付している。
- (2) 転換の手続きである旨が記載された申込書に申立人が自署している。
- (3) 転換前契約と転換後契約とは保障内容が異なっているが、更新であれば保障内容は変わらないこと等の事実からすると、申立人が更新の手続きであると誤信するはずはない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の対応に不適切な点があったかどうかなど転換時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が転換を更新であると誤信していたとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条 1 項にもとづき、手続を終了した。